

情 個 審 答 申 第 1 3 号

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日付け区政発第 4 6 6 号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

個人番号カードを利用した証明書のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）交付導入について
（地方公共団体情報システム機構(J-LIS)証明書交付センターとの電子計算機結合）

2 結論

本件諮問に係る電子計算機結合については、適当なものであることを認めます。

なお、当該電子計算機結合に当たっては、次の事項を要望します。

- (1) コンビニでの証明書の交付における個人情報保護に対するシステムのセキュリティ対策及び当該事業関係者との委託契約等において、その措置が十分に図られるよう万全を期すること。
- (2) 当該証明書の交付を利用する市民に対し、利用における注意を広報等で周知すること。

3 理由

本件諮問に係る電子計算機結合は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、制度開始後の I C カード（個人番号カード）を利用した市民サービスの向上と番号制度の普及等を目的として、現在、市役所等において発行される証明書（住民票、印鑑登録証明、戸籍謄本・抄本、市県民税(所得・課税証明)）を、I C カード認証等によりコンビニでの交付を可能とするために必要な証明書交付センターとのデータ通信を行うための電子計算機結合です。

実施機関の説明によれば、コンビニにおける証明書等の交付は、他自治体91団体で住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）による導入実績があり、事前調査によると平成29年度までに588団体が個人番号カードを利用した導入を予定しているとのことです。

現在、証明書等の発行事務については、区役所・出張所の窓口において、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間で行われていますが、コンビニ交付導入により、窓口の業務時間外や全国どこでも証明書が取得できるといった市民のニーズへの対応が可能となります。今後は、その必要性が増える可能性は高く、市民の利便性が向上するものとして、当審議会として、コンビニ交付の導入の必要性については認めるところであり、今後、他の多くの自治体での導入が予定されている要因のひとつになっていると推察します。

コンビニ交付における個人情報保護の措置として、コンビニにキオスク端末機（マルチコピー機）とICカードリーダーを併設し、カードリーダーにICカードをかざして、暗証番号を入力することで本人認証を行い、交付したい証明書を選択して、キオスク端末機から証明が出力される仕組みとなっています。

これは、住基カードでのコンビニ交付の導入実績と同様のやり方であり、通信の相手方となる地方公共団体情報システム機構（J-LIS）証明書交付センターとのデータ通信によって行われるものとなっています。通信回線は、全国の地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワーク回線（L G W A N）を使用し、地方公共団体情報システム機構とキオスク端末機は専用回線で接続して、更に、その回線における通信データは暗号化し、通信の安全性を確保するとしています。

また、キオスク端末機から出力される証明書には偽造・改ざん防止処理を施し、キオスク端末機自体には出力した証明書データを保持しないものとなっており、証明書やカードの取り忘れ防止を画面・音声案内とするものとなっています。

なお、当審議会の意見は、2に掲げるとおりですが、審議の過程においては、コンビニにおける証明書の交付サービスを利用するに当たって、人を介さない形式となることから、カードがあれば本人でなくとも証明書を取ることができるのではないかと疑問があげられました。

これに対しては、カードだけではなくパスワードも必要であること、また、万一、カードの紛失、盗難等が発生した場合は、カード利用の停止受付が24時間できる対応が取られています。利用における注意を広報等できちんと周知する対応を行うことは必要であると考えます。

以上のことからすれば、コンビニにおける証明書の交付での個人情報の取扱いについて、現時点においては妥当と思われる保護措置が講じられているものと認められます。

したがって、当該電子計算機結合の実施については、適当であると判断しました。